

2022年6月27日

保険契約移転に係る公告

東京都豊島区東池袋一丁目12番5号
さくら少額短期保険株式会社
代表取締役 太田 暁 宏

さくら少額短期保険株式会社（以下「弊社」といいます。）は、監督当局の認可が得られることを前提として、保険業法第272条の29において準用する同法第135条第1項に基づき、弊社が引き受けているなでしこ保険（正式名称：無告知型女性特有疾病一時金保険。以下「移転対象契約」といいます。）を、プラス少額短期保険株式会社（以下「プラス社」といいます。）へ移転するため、プラス社との間で保険契約の移転に関する契約（以下「本移転契約」といいます。）を締結し、保険業法第272条の29において準用する同法第136条第1項に基づく弊社及びプラス社の株主総会の承認決議を得ました。

つきましては、保険業法第272条の29において準用する同法第137条第1項に基づき、ここに「保険契約の移転に係る公告」（以下「本公告」といいます。）を行います。

1. 保険契約の移転に関する契約の要旨

- (1) 弊社が引き受けている移転対象契約を、プラス社に移転します。
- (2) 移転に伴う保険金額等の保障内容及び保険料の変更はありません。
- (3) 保険契約の移転に伴い、保険引受の対価（移転対象契約に係る責任準備金及び支払備金に相当する額）を弊社からプラス社に支払います。
- (4) 移転日は、2022年10月1日とします。但し、保険契約の移転の実施は、保険契約者の皆様からの異議申立てが一定数以下であること（後記2.ご参照）及び内閣総理大臣の認可が得られることが条件となります。
- (5) 保険契約の移転の手続き期間中において保険契約が更新された場合、更新後の契約も移転の対象となります。

2. 異議申立てについて

法令の定めるところにより、一定期間内の異議申立てが以下の（ア）及び（イ）の双方の条件をともに満たした場合、保険契約の移転は行われません。

- （ア）異議を申し立てた移転対象契約者様の数が移転対象契約者様の総数の10分の1（10%）を上回ることを上回ることを。
- （イ）異議を申し立てた移転対象契約者様の保険契約に係わる債権の額に相当する金額が、移転対象契約者様の当該金額の総額の10分の1（10%）を上回ることを。

これに対して、（ア）又は（イ）のいずれかの条件を満たさない場合、保険業法第272条の29において準用する同法第137条第4項に基づき、契約者の皆様のご承認が得られたものとみなされ、保険契約の移転が行われます。

なお、保険契約の移転が行われる場合において、異議申立てをされた契約者様が保険契約の

解約をご希望される場合には、保険契約を解約して未経過期間に対応する保険料を払い戻しいたします。

異議を申し立てられる場合は、郵便はがきに、以下の必要事項を明記のうえ、2022年8月5日（金）までに、次の宛先までご郵送いただきますようお願い申し上げます。

（必要事項）

- ① 保険契約者様の氏名（自署または記名押印）
- ② 保険契約者様の住所、電話番号
- ③ 保険証券番号
- ④ 保険契約の移転に異議を申し立てる旨（例:保険契約の移転に異議を申し立てます。）

（宛先）

〒170-0013

東京都豊島区東池袋一丁目12番5号 東京信用金庫本店ビル 10F

さくら少額短期保険株式会社 異議申立受付係

（ご注意）

- ・弊社に到着した 2022年8月5日（金）までの消印分の異議申立てのはがきで、上記①から④までの必要事項を漏れなくかつ正確にご記入いただいたものにより有効といたします。異議申立ての権利は、契約件数に係わらず、契約者様お一人につき一票として集計いたします。

3. 移転先会社について

商 号：プラス少額短期保険株式会社

本 店：東京都新宿区新宿五丁目17番18号

4. 弊社及びプラス社の貸借対照表及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシーマージン比率）

(1) 弊社

➤ 貸借対照表(2022年3月末現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	4,040,633	保険契約準備金	942,510
現金	4,040,633	支払備金	12,809
預貯金		責任準備金	929,701
有価証券		代理店借	110,956
国債		再保険借	780,176
有形固定資産	1,372	その他負債	144,465
建物		借入金	
リース資産		未払法人税等	77,833
建設仮勘定		未払金	64,983
その他の有形固定資産	1,372	未払費用	757
無形固定資産	28,425	前受金	
ソフトウェア	28,425	預り金	419
その他の無形固定資産		仮受金	474
代理店貸		その他の負債	
再保険貸	613,712	貸与引当金	4,808
その他資産	89,389	役員退職慰労引当金	
未収金	13,963	価格変動準備金	
未収保険料		繰延税金負債	
前払費用	2,874	負債の部 合計	1,982,997
未収収益		(純資産の部)	
仮払金		資本金	225,000
その他の資産	72,552	新株式申込証拠金	
前払年金費用		資本剰余金	50,000
繰延税金資産	1,219	資本準備金	50,000
供託金	139,000	その他資本剰余金	
		利益剰余金	2,655,753
		利益準備金	175,000
		その他利益剰余金	2,480,753
		・・積立金	
		繰越利益剰余金	
		株主資本合計	2,930,753
		その他有価証券評価差額金	
		純資産の部 合計	2,930,753
資 産 の 部 合 計	4,913,750	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,913,750

➤ ソルベンシーマージン比率

直近の事業年度末日における比率 5924.8%

保険契約の移転の日における比率（見込み）5983.0%

(2) プラス社

➤ 貸借対照表 (2022年3月末現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	492,441	保険契約準備金	141,791
現金	-	支払備金	109,083
預貯金	492,441	責任準備金	32,708
有価証券	-	代理店借	127,472
国債	-	再保険借	-
地方債	-	短期社債	-
その他の証券	-	社債	-
有形固定資産	0	新株予約権付社債	-
土地	-	その他負債	189,913
建物	0	借入金	-
リース資産	-	未払法人税等	6,362
建設仮勘定	-	未払金	157,231
その他の有形固定資産	0	未払費用	-
無形固定資産	1,650	前受収益	-
ソフトウェア	0	預り金	641
リース資産	-	資産除去債務	-
その他の無形固定資産	1,650	仮受金	25,678
代理店貸	-	その他の負債	-
再保険貸	-	退職給付引当金	-
その他資産	162,761	役員退職慰労引当金	-
未収金	134,963	価格変動準備金	-
未収保険料	-	繰延税金負債	-
前払費用	14,857	負債の部 合計	459,176
未収収益	-	(純資産の部)	
預託金	-	資本金	1,372,625
その他の資産	12,939	新株式申込証拠金	-
前払年金費用	-	資本剰余金	1,342,625
繰延税金資産	-	資本準備金	1,342,625
供託金	26,000	その他資本剰余金	-
		利益剰余金	△2,491,573
		利益準備金	-
		その他利益剰余金	△2,491,573
		自己株式	-
		自己株式申込証拠金	-
		株主資本合計	223,676
		純資産の部 合計	223,676
資産の部合計	682,853	負債及び純資産の部合計	682,853

➤ ソルベンシーマージン比率

直近の事業年度末日における比率 2248.1%

保険契約の移転の日における比率 (見込み) 5093.7%

5. 保険契約の移転後における移転対象契約に関するサービス内容の概要

保険契約に関するサービスの内容に変更ございません。

6. 契約者配当の方針および配当実績及び剰余金の分配

該当ございません。

7. 保険契約の移転の手続き中に更新される保険契約について

弊社の保険契約は、更新を行わない旨を、弊社が保険期間満了日の2か月前までに通知しない場合または契約者様が2週間前までに通知しない場合には、保険期間満了日の翌日を始期として前契約と同様の保険期間で更新されます。

なお、更新に際しては、上記の異議申立て期日に関わらず、「更新を希望しない」旨を弊社に申し出て保険契約を終了させることが可能です。お申出は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

8. 保険契約の移転全般に関するお問い合わせ先

さくら少額短期保険株式会社

- 【部署名】 事務管理ユニット
- 【電話番号】 0120-117-873
- 【受付時間】 9：00 – 17：30

以上